解体業・破砕業 許可申請書類チェック表

県証紙		□解体業新規 78,000 円 □解体業更新 70,000 円 □破砕業新規 84,000 円 □破砕業更新 77,000 円 □破砕業変更 67	□破砕業変更 67,000 円	
書類			チェック	
(1) 申請書様式				
		業許可申請書 【新規・更新】 (規則様式第5号)		
		業許可申請書 【新規・更新】 (規則様式第8号)		
		業の事業範囲変更許可申請書 (規則様式第 10 号)		
(2) 施設の構造を明らかにする図面、設計計算書、付近見取図				
	〇 写真			
% 1		見取図 口 設計計算書(仕様書、能力計算書)		
		作業書の写し		
(3) 土地建物等の所有権を有することを証明する書類				
% 1		(字限図) ロ 土地、建物の登記事項証明書		
		施設を有する場合は、所有権を有することを証する書類		
		している場合は賃貸契約書等		
(4) 事業計画書及び収支見積書				
□ 作業フローを添付した事業計画書 □ 収支見積書 □ 収支見表見 □ 収支見表見表見 □ 収支見表見表見表見表書 □ 収支見表見表見表見表見表見表見表見表見表見表見表見表見表見表見表見表見表見表見表				
(5) 申請者に関する書類 (法人・個人共通)				
(/Z		書(別記様式4(解体業)、別記様式5(破砕業))		
日 言心音 (加記様式4 (解体条人 加記様式3 (城叶条力) (個人の場合)				
申請者に関する書類				
*2		票の写し(本籍の記載のあるもの)		
		被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書		
		人に関する書類(申請者が未成年である場合)		
		票の写し(本籍の記載のあるもの)		
		被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書		
		関する書類(政令で定める使用人がある場合)		
		票の写し(本籍の記載のあるもの)		
		被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書		
		管理組織図		
(法人の場合)				
申請者に関する書類				
		法人の定款又は寄附行為		
	□ 申請	法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)		
*2	役員(取	締役、監査役、相談役、顧問等)に関する書類		
	□ 住民	票の写し(本籍の記載のあるもの)		
	〇 成年	被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書		
	発行済株	式総数の百分の五以上の株式を有する株主		
	出資の額	の百分の五以上の額に相当する出資をしている者 $\int c \operatorname{R} g \operatorname{Ob} \operatorname{R}$		
	□ 住民	票の写し(本籍の記載のあるもの)		
		被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書		
		れらの者が法人である場合には、口 登記事項証明書)		
		関する書類(政令で定める使用人がある場合)		
		票の写し(本籍の記載のあるもの)		
		被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書		
, = :		管理組織図		
(6) 住民票記載事項一覧表				
<u> </u>		票記載事項一覧表		
(7)		ている許可証		
	〇現在	交付されている許可証(原本)		

- ※1:更新申請の場合であって、変更ない場合は省略可能。変更ない旨を記載した書類を提出させること。
- ※2:新規申請又は変更許可申請の場合であって、先行許可証(自同社リサイクル法解体業・破砕業、廃掃法 産業廃棄物処理業の許可)の提出によって省略可。ただし、山形県知事発行のものに限る。
- □ 規則に基づく添付書類 山形県が独自に求める書類